

大館比内漁業協同組合内共第15号 第五種共同漁業権 遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、大館比内漁業協同組合（以下「漁協」という。）の有する内共15号第五種共同漁業権に係わる漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者の有する当該漁業権の対象と成っている水産動植物（あゆ、いわな、やまめ、うぐい、こい、ふなをいう。以下同じ）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して、必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ漁協に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、遊漁対象水産動植物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出又はオンラインシステムによりしなければならない。

3 漁協は、第1項の規定による申請があったときは、第12条の規定が適用された者、又は当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は直ちに、第7条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により漁協に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 漁具、漁法は次に掲げるもの以外使用してはならない。

漁具・漁法	竿釣り（あゆのがらがけは禁止する）
-------	-------------------

(遊漁期間)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁はイ欄に掲げる期間内で行わなければならない。

ア 魚種	イ 期間
あゆ	7月1日から10月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間内
いわな やまめ	4月1日から9月20日まで
うぐい こい ふな	1月1日から12月31日まで

2 前項の公表は、組合事務所、遊漁券販売所に公表するものとする。

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表のア欄に掲げる区域内においてはそ

それぞれイ欄の間中は遊漁をしてはならない。

魚種	ア 区域	イ 期間
あゆ	米代川筋連合堰堤上流橋から下流扇田橋までの区域	9月15日から10月15日まで

(全長制限)

第6条 次の表のア欄に掲げる魚種は、それぞれイ欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
いわな やまめ こい	15cm以下
あゆ うぐい ふな	10cm以下

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし遊漁者が未就学の幼児及び小、中高の生徒は無料とし、肢体不自由者（身体障害者手帳3級以下）は半額とする。また、次項ただし書きに規程する方法により納付する場合は3,000円を加算した額とする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料
あゆ	竿釣	日釣1,000円 年釣10,000円
いわな やまめ	竿釣	日釣1,000円 年釣 3,000円
うぐい こい ふな	竿釣	日釣1,000円 年釣 3,000円

2 遊漁料は、次に掲げる場所又は漁協が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、上記に掲げる方法による納付を怠った場合には、当該遊漁をする場所において、漁場監視員に納付することができる。

納付場所	住所（電話番号）
畠山おとり店	大館市十二所字川端91 (52-3613)
田村旅館	大館市比内町扇田字中扇田 (355-0151)
リトル大滝温泉	大館市十二所字町頭55 (52-3811)
カネヤ生花店	大館市比内町扇田字上扇田44-2 (55-3667)
菅原おとり店	大館市比内町扇田字押切55 (090-2981-8460)
ローソン曲田店	大館市曲田字曲田3-1 (52-3534)
渡正釣具店	大館市馬喰町39

	(42-0756)
ファミリーマート 大館比内店	大館市比内町扇田字伊勢堂岱 41-3 (45-4525)
ローソン山館店	大館市山館字大川添8 (43-9936)
ローソン釈迦内店	大館市釈迦内字釈迦内店195-4 (48-6646)
ファミリーマート 住吉町店	大館市住吉町3-21 (44-7222)
田山商店	大館市雪沢字上谷地108 (50-2120)
伊藤商店	大館市根下戸下袋592 (43-0835)

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 漁協は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に発行するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 遊漁料の額
- (5) 発行漁協名

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

3 遊漁承認証の交付は、前条第3項に規定する場所、漁協が指定するオンラインシステム、漁協監視員において行うものとする。

(県内共通遊漁の承認等に関する事項)

第9条 この漁場区域及びア表に掲げる全ての漁場区域において、イ表左欄の水産動物を同表中欄の漁具・漁法を使用して遊漁しようとする者は、第2条、第7条及び前条の規定にかかわらず、あらかじめ、イ表右欄の1年当たりの遊漁料を納付し、当該遊漁について秋田県内水面漁業協同組合連合会（以下「漁連」という。）の承認を受けなければならない。

ア表

漁場区域
内共第1号～25号（ただし、内共第13号及び第22号を除く）

イ表

魚種	漁具・漁法	遊漁料（1年）
----	-------	---------

いわな やまめ	竿釣	15,000円
---------	----	---------

2 前項の遊漁料の納付及び遊漁承認証の交付は、次の場所又は漁連が指定するオンラインシステムにおいておこなうものとする。

- (1) 秋田県内水面漁業協同組合連合会事務所
- (2) 大館比内漁業協同組合事務所
- (3) 漁協が指定する販売所

(遊漁に際し守るべき事項)

第10条 遊漁者は、遊漁をする場合には遊漁承認証を携帯、又は着衣に付け、監視員に定時を求められた場合には、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際して漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては他の遊漁者の迷惑にならないよう考慮しなければならない。

4 遊漁者は、次に掲げる区域内における川底をかくはんしてはならない。

区域
米代川筋連合堰堤上流橋から下流扇田橋までの区域

(漁場監視員)

第11条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 遊漁者は、漁場監視員に対し漁場監視員証の提示を求めることができるものとする。

3 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) その他必要な事項
- (5) 発行者名

(違反者に対する措置)

第12条 漁協は遊漁者がこの規則に違反したときには、直ちにその者に遊漁の中止を命じ又は以後のその者の遊漁を停止することができる。この場合遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しはしないものとする。

(外来魚の再放流の禁止)

第13条 採捕された外来魚（オオクチバス、コクチバス、ブルーギル及びブラウントラウト等）は、再放流（リリース）してはならない。

(雑則)

第 14 条 この規則で定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は規約で定める。

附則

この規則は、令和 8 年 3 月 3 1 日から施行する。